

【はじめに】

COVID-19 影響下での県士会事業及びそれに関わる各部・委員会等の会議・打合せ等は、Web 会議システムを用いた開催を第一優先とする。対面による県士会事業実施や会議を開催する場合は、以下の I に示す基準に基づき、招集する部長・委員長等の責任者が会議の必要性について十分に検討し、参加を「希望しない」／「参加できない」者のために Web 会議システムを併用することを標準として、必要な手続きを行う。なお、この基準は、今後の感染患者発生状況や国・都道府県の動向等を踏まえ適宜見直しを行う。

I. COVID-19 影響下での対面による事業および会議の禁止と開催の基準等

1.【対面による事業および会議の禁止】(Web のみ)

- ①県の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の発令時
- ②会議等開催市町村の自治体をまたぐ移動の自粛要請の発令時（県知事や首長等による）
- ③事業および会議の開催時に参加する各委員の居住する自治体の感染状況が、次の (1) ～ (2) のいずれか一つにでも該当する場合
 - (1) 直近 1 週間の 10 万人あたりの陽性者数： 2.5 以上
(山形県の場合は 25 人以上)
 - (2) 直近 1 週間とその前 1 週間の比： 1.0 以上

2.【対面による事業および会議の開催可】

(会議は Web と対面によるハイブリットが基本)

- 1) 対象会員の個人における条件
 - ①勤務先の所属長の許可を得ていること
 - ②対象会員がワクチン（ファイザー社等）接種を 2 回完了し、2 回目接種後 2 週間を経過していること
 - ③開催 14 日前より自身の健康観察を実施し管理を行うこと
 - ④対象会員およびその周辺（家族や職場等）において、濃厚接触者およびその疑いがある場合は、保健所の指示による PCR 検査を行い陰性であること、もしくは 18 日間の経過後とすること
- 2) 開催地、対象会員の居住地・勤務先等の条件
 - ①県または居住する市町村に緊急事態宣言または、まん延防止等重点措置が発令されていないこと
 - ②市町村をまたぐ移動の自粛要請が発令されていないこと（首長等による）
 - ③感染状況が、次の (1) ～ (2) のすべてが該当しないこと
 - (1) 直近 1 週間の 10 万人あたりの陽性者数： 2.5 以上
(山形県は 25 人以上)
 - (2) 直近 1 週間とその前 1 週間の比： 1.0 以上

3. 対面による協会事業および会議の開催手続きについて

【対面による事業および会議の開催可】の条件をすべて満たすこととし、事業または会議を招集する部長・委員長等の責任者が十分に開催の必要性を検討する。対面による事業および会議の開催が必要と判断された場合、別紙「COVID-19 影響下での対面による会議開催申請書」を作成し、**会議開催の場合は2週間前**を目途に事務局へ提出する。（研修会等の多人数が会場に集合して開催する場合は、検討が必要なため、**毎月開催の三役会に「企画書」「感染防止対策」「感染者が出現した時の連絡体制」等を提出**し許可を得ること。） 会長・事務局長は、その申請書を受け、会議の場合はメール等で三役より確認を取り、また研修会等の場合は三役会で十分検討のうえ、必要性を認めた場合は対面による研修会等を行うことができる。ただし、感染状況によっては、直前に開催可否等の判断が変更になる可能性もある。

4. 対面による県士会事業および会議開催時の留意事項

- ① 手洗いの徹底。
- ② 手指の消毒設備を設置する。
- ③ マスク着用を必須とする（不織布マスクの推奨）。
- ④ 咳エチケットの励行を呼びかける。
- ⑤ 会議の合間に適度な休憩時間を設け、換気を十分に行う（1 時間に 10 分程度）。
- ⑥ 参加者の検温による発熱者の特定などを行い、軽度であっても発熱や咳・咽頭痛などの症状がある方は参加をお断りする（事前に周知する）。
- ⑦ 2 週間以内に県外（感染流行県）や県内の集団感染施設等に旅行・出張した方は、参加を控えてもらうよう事前に周知する。
- ⑧ 会場及び待合場所等における 3 つの密（密閉・密集・密接）を徹底して回避する。
- ⑨ 人との人と間隔を 2m 目安に確保する。特に基礎疾患がある方に配慮する。
- ⑩ 大声での発声、歌唱、又は近接した距離での会話等がされないよう留意する。
- ⑪ 感染が発生した場合に備え、会議参加者の名簿（議事録）を作成し、連絡先を適正に管理する。
- ⑫ 会議開催の前後や休憩時間などの交流を極力控えるよう呼びかける。
- ⑬ 対面会議では参加できない者のために Web 会議システムを併用する。
- ⑭ web 会議を行う場合において、職場単位または法人単位で集まって会議に参加する場合や、あるいは、職場単位または法人単位で集まって打合せ等を行う場合は申請の必要ななくてもよい。但し、各施設及び職場の感染対策を遵守すること。
- ⑮ 会議開催の前後に懇親会は行わない。
- ⑯ 会議や研修会等を開催する場合、借用する会場の基準に従って運営すること。借用する会場の基準が、県士会の基準より曖昧であったり、低い基準であったりする場合は、県士会の基準に従って運営すること。

※ワクチン接種を完了している場合においても、感染を完全に予防することができるわけではなく、また、人の移動によってウイルスを蔓延させてしまう可能性があるため、上記留意事項は厳守すること。

5. 会議室の使用可能人数と座席配置について

- ① 会議室の本来の収容人数の 50%程度を目安として、会場選定を行う。
- ② 貸会議室等ですでに COVID-19 影響下での定員を再設定している場合はそれに従う。
- ③ 十分なソーシャルディスタンスおよび飛沫感染防止を意識し会場レイアウトを行う。